

契約番号 - -

立木販売

売 買 契 約 書 (案)

売買物件の 所在場所				面積 (h a)	現金納付分	売買金額	円	納付期限	令和 年 月 日
売買物件の 種類及び数量	区分	樹種	本数 (本)	材積 (m3)	売 買 代 金 納 付 の 方 法	延納金額	円	延納期間	~ 日間
	立 木					延納利息	円		
	内訳 公売物件番号 号					延納担保 金額	円 以 上	担保の種類	
						延納利率	年 %	同提供期限	
売買代金	売買代金				分 割 延 納 分	延納金額	円	延納期間	~ 日間
	うち消費税抜代金					延納利息	円		
	消費税 (10 %)					延納担保 金額	円 以 上	担保の種類	
契約保証金		免除		延納利率		年 %	同提供期限		
売買代金の分取額	官収分	分 取 額				売買物件の 引渡方法		売買物件の 引渡期間(期限)	代金納付の日又は延納担保 提供の日 (概算の場合の最終期限)
		うち消費税抜代金			売買物件の 搬出期間 (期限)	引渡の日から起算して 日間 (期限 令和 年 月 日)			
	民収分	分 取 額			売買(使用) 目的の指定			施設設置等 の指定	
		うち消費税抜代金			特約事項	別紙の通り			
官行造林立木竹	分取権者								
分収造林立木竹									
分収育林立木竹									

* 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

* 本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売 渡 人 分任契約担当官 磐城森林管理署長
登録番号 T8000012050001

買 受 人

造林事業請負契約書（案）

収入
印紙

1. 事業名 令和8年度 下三坂地区立木販売・造林一括請負事業(国庫債務)
2. 事業場所 福島県いわき市三和町大字下三坂字下三坂国有林48ぬ3林小班
3. 事業量 地拵 1.86 ha 植付 2.03 ha
4. 事業期間 契約締結の翌日 から
令和9年11月30日 まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり

5. 請負金額 金 円也
【うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
金 円也】

[注] 「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに
地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、
請負金額に10/110を乗じて得た額である。

6. 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、適用されないものは×印)

適用削除の区分	選択条項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前払金	分の 以内 第35条第1項
×	中間前払金	第35条第4項
×	部分払	回以内 第38条
○	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

7. 支給材料及び貸与物件

なし

8. 特約条項

なし

上記の作業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住所	福島県いわき市四倉町字東2-170-1
		分任支出負担行為担当官
	氏名	磐城森林管理署長 佐藤 智一

請負者	住所	
	氏名	

国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除 の区分	選 択 事 項		選択条項	
○	各会計年度における請負金の支払限度額	令和8年度 支払い不可	第40条第1項	
		令和9年度 円		
○	支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額	令和8年度 支払い不可	第40条第2項	
		令和9年度 円		
×	前払金	—	第41条	
×	翌会計年度の前払金相当額	—	第41条第3項	
×	部分払	—	第42条	
×	前払金の支払を受けている場合の部分払額の決定	—	第42条第2項	
×	各会計年度において部分払を請求できる回数	—	第42条第3項	